

【認定こども園制度の概要】

1 制度の背景

(1) 背景

保護者の就労の有無で利用が限定される保育所、幼稚園は就労形態が多様化する中、就労を中断、再開する際に、施設の継続利用ができないこと。

少子化が進行し、幼稚園、保育所別々では、子ども集団が小規模化し、施設運営も非効率となっていること。

全国で保育所待機児童が2.3万人存在する一方で、幼稚園利用児童は10年で10万人減少し、既存施設の有効活用による待機児童の解消が求められていること。

地域の子育て力の低下により、育児不安の大きい専業主婦家庭への支援が大きく不足していること。

等、社会構造の変化がもたらした保育所及び幼稚園を取り巻く問題点の顕在化。

(2) 経緯

15.6.27 閣議決定 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」

16.3.19 閣議決定 「規制改革・民間開放推進3か年計画」

16.6.4 閣議決定 「少子化社会対策大綱」

(就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、平成16年度中に基本的な考えを取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施し、平成18年度からの本格実施を目指す。)

(3) 試行事業

全国35か所でモデル事業実施(平成17年度)

18.3.31 「最終まとめ」(総合施設モデル事業評価委員会)

(4) 制度化

18.3.7 閣議決定 「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」国会提出

18.6.7 可決成立

18.6.15 公布(18.10.1 施行)

2 制度の概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)で定める「認定こども園」の制度は、次のとおりである。

(1) 法の目的

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様化しているため、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的として、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じる。

(2) 「認定こども園」とは

子どもへの教育及び保育を一体的に提供し、合わせて地域で必要とする子育て支援事業を実施する施設であって、法第3条第2項及び第4項に掲げる基準に従い、「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」を参酌して、都道府県の条例(規則等を含む。)で定める認定の要件に適合する施設。

(3) 「認定こども園」の認定

「認定こども園」の認定は、申請(2施設の開設者の連名によることも可)に基づき知事が行い、その対象となる施設は、認可保育所、認可幼稚園の外、認可外保育施設も含まれる。

(4) 「認定こども園」の認定の有効期間

認可保育所に係る保育所型の「認定こども園」の認定については、5年を超えない範囲で知事の定める有効期間が付される。

(5) 「認定こども園」に対する財政措置とその類型

国の基準で4類型に区分されている「認定こども園」に対する国の財政措置は、認可を受けた保育所及び幼稚園に対し行われる。

- 幼保連携型 …… 保育所及び幼稚園の両方の財政的支援を受けるもの
- 幼稚園型 …… 幼稚園に係る財政的支援を受けるもの
- 保育所型 …… 保育所に係る財政的支援を受けるもの
- 地方裁量型 …… 国の財政的支援のないもの

(参考)国の財政措置

- 私立保育所: 運営費国庫負担金
- 公立保育所: 交付税措置
- 私立幼稚園: 私学助成補助金
- 公立幼稚園: 交付税措置

(6) 「認定こども園」の利用手続

利用を希望する者は、「認定こども園」に直接申込む(直接契約)。

(7) 「認定こども園」の利用料

利用料は、施設が設定し徴収する。

保育所である「認定こども園」(幼保連携型及び保育所型)にあつては、設定する利用料について、市町への届出義務あり。

なお、市町は、利用料について、低所得者等の利用が排除されないよう変更を命ずることができる。

(8) 「認定こども園」の名称使用制限等

「認定こども園」でないものが、「認定こども園」の名称又はこれと紛らわしい名称を使用することはできず、違反した場合、罰則(30万円以下の罰金)が適用される。

(9) 「認定こども園」の認定の取り消し

「認定こども園」が、その要件を欠くに至ったとき等は、知事は、認定を取り消すことができる。